

議案第 99 号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 9 月 2 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成 12 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 3 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉審議会の委員定数の上限を定めるため、この条例を制定するものである。